

枚方市成年後見制度 利用促進基本計画

\ 概要版 \



【計画策定の趣旨】

認知症や知的障害その他の精神上の障害等により判断能力が不十分な方の権利を擁護するための重要な手段である成年後見制度について、近年の高齢化や認知症高齢者数の増加と比較して、十分に活用されていない状況を踏まえ、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

本市においても、成年後見制度の利用をはじめとする包括的な支援が行き届く社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

【計画の位置づけ】

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定される市町村計画

【計画期間】

令和3年度～令和6年度（4年間）

具体的な取組 3

成年後見制度利用支援事業（助成制度）の拡大

●申し立て費用の助成・後見人等への報酬助成

経済的な理由で成年後見制度が利用できないといったことのないよう、助成制度の対象を拡大し、収入や資産等の状況から、申し立て費用と後見人等への報酬の負担が困難と認められる人に対して助成を行います。

具体的な取組 4

制度の担い手の確保及び能力の向上

●後見人の育成・支援

成年後見制度の担い手を確保するため、市民後見人を養成し活動支援を行うとともに、親族後見人や後見活動を行う法人に対して支援を行います。また、本人の意思決定支援と身上保護を重視した運用に資するため、権利擁護意識や福祉的視点の醸成につながる後見人としての能力向上に向けた取組を実施します。

成年後見制度とは

成年後見制度とは、本人の権利を守る援助者である成年後見人等を選任することで、本人を法的に支援する制度です。住み慣れた地域で自分らしい生活を送るために必要な権利擁護における重要な手段のひとつです。

成年後見制度は、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つに分けられます。「任意後見制度」は、十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が低下した場合に備えて、自らが選んだ代理人（任意後見人）に、代わりにしてもらうこと（代理権）を契約（任意後見契約）により決めておく制度で、「法定後見制度」は、本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所に申し立てを行い、成年後見人等が選ばれる制度です。また、「法定後見制度」は、本人の判断能力の程度に応じて、さらに「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型に分けられます。

●成年後見制度の種類

任意後見制度

十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が低下した場合に備えて、自らが選んだ代理人（任意後見人）に、代わりにしてもらうこと（代理権）を契約（任意後見契約）により決めておく制度。

法定後見制度

判断能力が不十分になった後、家庭裁判所に申し立てを行い、成年後見人等が選ばれる制度。判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度が利用できる。

後見

保佐

補助

令和3（2021）年3月

枚方市 健康福祉部 健康福祉総務課
〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町 2-1-20
TEL：072-841-1369 FAX：072-841-2470

表紙デザイン(きりえ) たけうち ちひろ

権利と利益を守り誰もが安心して 自分らしく暮らせるまち

1 認め合い支え合う地域づくりのための体制整備

支援を必要とする人が、成年後見制度を利用して自分らしい生活を送るためには、お互いを認め合い支え合うことのできる地域づくりが求められます。そのためには、本人・支援関係者・地域住民等が、成年後見制度を正しく理解し、連携する仕組みを整備することが必要です。

2 制度利用者本人の意思決定支援と身上保護を重視した運用

成年後見制度は、権利擁護における重要な手段のひとつであり、本人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう支援するものです。そのためには、本人の意思を丁寧に汲み取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援と身上保護を重視した運用が求められます。

3 制度利用者がメリットを実感できる制度運用への改善

成年後見制度の利用促進を図るためには、制度利用者がメリットを実感できる制度運用への改善が必要です。そのためには、本人の身近な親族や福祉・医療・地域等の支援関係者、後見人が連携して支援を行う仕組みづくりや、経済的な理由で制度を利用できないといったことがないように助成制度の拡大などが求められます。

●市民へ向けた広報・啓発活動

市民を対象とした多様な広報ツールを活用した周知・啓発活動や成年後見制度に係る市民講座等の啓発事業を実施します。

●関係者へ向けた広報・啓発活動

支援関係者を対象とした情報提供・共有化を図る仕組みづくりや成年後見制度に係る研修会等の啓発事業を実施します。

●権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

市民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携・協力し、支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援につなげるための体制づくりを行います。

●中核機関の設置運営

地域連携ネットワークの中核となる機関を設置・運営します。

●成年後見制度利用促進連携協議会（仮称）の開催

専門職団体や関係機関による自発的な協力体制を進める合議体として「協議会」を設置し開催します。

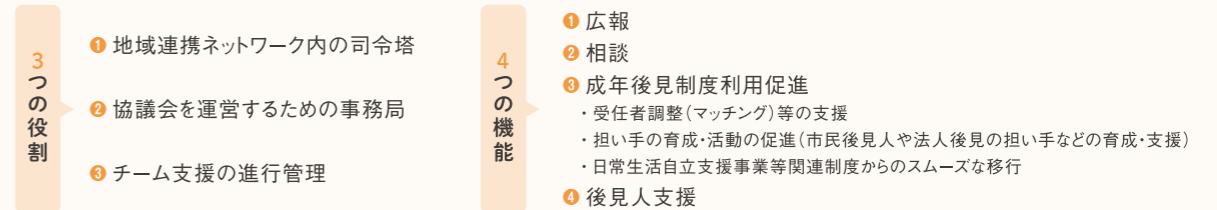
●制度利用者と後見人を支えるチームの形成

本人に関わりの深い支援関係者が協力して、本人が自分らしい生活を送ることができるよう支援する「チーム」を形成します。

●地域連携ネットワークによるチェック

中核機関の機能を充実させることで得られる効果として、後見人等による経済的虐待や不正行為の兆候の早期把握といった不正防止効果が期待できます。

中核機関の役割と機能



枚方市地域連携ネットワークのイメージ図

